

届出制手数料届出書

① 令和5年 12月 4日

厚生労働大臣 殿

かぶしきがいしゃ ふぁーむきゃらばん

いしだ しん

②届出者氏名 株式会社ファームキャラバン 代表取締役 石田 晋 印

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ ふぁーむきゃらばん 株式会社ファームキャラバン
⑤所 在 地	〒9 5 1 - 8 1 1 3 電話 025-222-9911 にいがたしちゅうおうくよりいちょう332-18 新潟市中央区寄居町332-18 新潟シティビル
⑥適用開始日	
⑦届出内容	添付の手数料表の通り。

⑧備考	担当者：石田 晋 電話番号：090-8165-6467
-----	--------------------------------

届出制手数料に係る手数料表	
本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次の通り手数料を申し受けます。	
サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0円
求人・求職の申し込みを受理した時以降求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 当該求職者の就職後、雇用契約期間中の賃金の40%。手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にする為の求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後、雇用契約期間中の賃金の40%。手数料負担者は 求人者 とします。
上記手数料に消費税は含まれておりません。別途加算します。	
株式会社ファームキャラバン 代表取締役 石田 晋	